

居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援契約の締結にあたっては、「居宅介護支援重要事項説明書」の内容について十分確認され、かつ同意のうえで行っていただきますようお願ひいたします。
なお、ご利用者の心身の状況により、ご判断等に支障がある場合は、ご家族または成年後見人等の立会いのうえでご契約をお願ひいたします。

1. 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所ゆうわ
指定事業所番号	2371501954
所在地	〒465-0005 名古屋市名東区香流3丁目1008
法人名	株式会社 ゆう企画
連絡先・相談窓口	TEL (052)771-1800 FAX (052)760-2632
管理者氏名	岡本 麻友美
事業所営業日・営業時間	月曜～金曜の9時～18時 (土曜・日曜・8月13日～15日・ 12月30日～1月3日は休業)
通常のサービス提供実施地域	名東区、千種区、守山区
事業の目的・運営方針	介護保険による居宅介護支援事業
当事業所の職員体制	管理者兼居宅介護支援専門員 1名 居宅介護支援専門員（常勤） 1名 計 2名

2. 法人の概要

社名	株式会社 ゆう企画
代表者	代表取締役 家田 敏男
所在地	名古屋市名東区香流3丁目1008番地
電話番号	(052)760-2631
FAX番号	(052)760-2632
設立	平成21年10月1日
法人事業内容	・訪問介護事業（ヘルパーステーションゆうわ） ・居宅介護事業（居宅介護支援事業所ゆうわ） ・地域密着型通所介護事業（デイサービスゆうわ）

3. 運営の方針

- (1) 事業所の介護支援専門員は、ご利用者の心身の状況、能力、そのおかれている環境に応じて、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、必要な情報の提供および居宅サービス計画の作成ならびに指定サービス事業者との連絡調整等をおこないます。
- (2) 居宅サービス計画の作成にあたってのサービス事業者の選定については、ご利用者およびご家族の希望を踏まえつつ公正中立に行います。
- (3) 適切なサービスの提供のため、関係市区町村、医療機関、地域のサービス提供事業者との綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。
- (4) 事業所の介護支援専門員は、少なくとも毎月1回居宅を訪問し、ご利用者およびその家族に面接しご利用者の状態とサービスに必要な情報を収集させていただきます。

4. サービスのご利用方法

(1) サービスの利用・契約の開始

まず、相談窓口の電話番号にお電話ください。事業所の介護支援専門員がご自宅に伺い、契約を締結した後、サービスの提供を開始させていただきます。

(2) 契約期間について

契約は、契約手続きを行った日に開始となり、ご利用者の要介護状態区分の有効期限が満了する日をもって終了いたします。

但し、ご利用者からお申し出がない場合には、この期間は自動的に更新されます。

(3) サービス・契約の終了

ア、ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

原則として、1か月前までにご連絡ください。緊急やむを得ない事情の場合ご相談ください。

イ、事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、ご利用者への居宅介護サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに事業所より文書でお知らせするとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介させて頂きます。

ウ、自動終了となる場合

以下の場合は、自動的にサービスは終了となりますのでご了承ください。

- ①ご利用者の希望によりご利用者が介護保険施設に入所された場合
- ②ご利用者の要介護認定区分が要介護から要支援2または要支援1もしくは自立（非該当）と認定された場合。ただし、この場合は、担当地域の包括支援センターにご利用者の情報を提供する等、連携を取らせていただきます。
- ③ご利用者がお亡くなりになられたとき

エ、その他

事業所は、正当な理由がなく、居宅介護サービスの提供を拒否することはありません。

ただし、以下の場合は、居宅介護サービスを中止させていただくとともに、ただちに当該市区町村に状況報告をいたします。

- ①介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合
- ②偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合

③下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合

■暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの強要

■セクシュアルハラスメント

- ・介護従事者の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・わいせつな写真を見せる
- ・性的な話し卑猥な言動をするなど

■その他

- ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー行為
- ・脅迫や恫喝し、見返りの要求と受け取られる言動など

5. サービスの利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて次頁の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 12,000 円 要介護 3・4・5 15,591 円

② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 6,011 円 要介護 3・4・5 7,779 円

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3,602 円 要介護 3・4・5 4,663 円

【その他該当加算料金】

初回加算 3,315 円

通院時情報連携加算 552 円

入院時情報連携加算 (I) 2,762 円 (II) 2,210 円

退院退所加算

	カンファレンス参加 無し	カンファレンス参加 有り
連携 1 回	4,972 円	6,630 円
連携 2 回	6,630 円	8,287 円
連携 3 回	—	9,945 円

緊急時等居宅カンファレンス加算 2,210 円

ターミナルケアマネジメント加算 4,420 円

(2) 交通費

介護支援専門員がご利用者のご自宅を訪問させて頂く時の交通費は、事業所が負担いたします（ご利用者にご負担頂くことはありません）。ただし、通常のサービス提供実施地域以外に訪問する場合は、公共交通機関を利用した実費をご負担いただきます。また、自動車を使用した場合の交通費は事業所の実施地域を超える地点から片道10キロ未満は0円、10キロ以上の場合は100円とします。

(3) 解約料

ご利用者は、いつでも契約を解約することができ、これに伴う解約料の発生はございません。

6. 個人情報の保護

(1) 情報の保護および利用の制限

事業所は、業務上知り得たご利用者およびご家族等の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはございません。

ただし、ご契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合、「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので、予めご理解ください。

(2) 個人情報の利用目的の変更

次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡いたします。

ア、法令に基づく場合。

イ、人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、事前に同意を得ることが困難であるとき。

ウ、国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、ご利用者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 守秘義務の継続

この守秘義務は、ご利用者と事業者との契約が終了した後も守られます。

7. 緊急時の対応

(1) 事業所は、ご利用者に対するサービス提供により事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、ご家族、主治医、救急機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

医療機関等	病院名 : 住 所 : 電話番号 : 主治医 :
緊急連絡先	氏名(続柄) : () 住 所 : 電話番号 : ① ②
緊急連絡先	氏名(続柄) : () 住 所 : 電話番号 : ① ②

(2) 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

8.入院時の情報提供

医療機関との連携を円滑に行うために、入院時には担当ケアマネジャーの氏名・事業所名・連絡先等を入院先医療機関にお知らせいただきます様、お願い致します。

9.サービス事業所の選択

ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所については、複数の事業所の紹介を求めることが出来ます。また、介護支援専門員に対して、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

10.虐待の防止のための措置

利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

虐待防止に関する責任者 管理者 岡本 麻友美

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について
従業者への周知徹底

11.業務継続計画の策定

事業所は感染症や災害発生時において、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

12.事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13.虐待防止に関する対策

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。

14.権利擁護に関する措置

職場におけるハラスメント対策の方針の明確化等の必要な措置を講じます。

15.感染の予防及び蔓延防止のための対策

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

16.サービス内容に関する相談・苦情窓口

下記の窓口担当者にご連絡ください。

(当社の苦情相談窓口)

居宅介護支援事業所ゆうわ 電話 (052)771-1800 対応時間 月曜～金曜の9時～18時	管理 者 岡本 麻友美
---	-------------

(行政の相談窓口)

お住まいの市、区役所の介護保険担当窓口です。

市区町村等	担当部署	連絡先電話番号
千種区	高齢福祉課	(052)753-1834
名東区	〃	(052)778-3009
守山区	〃	(052)796-4605
名古屋市	介護指導課	(052)959-3087

その他の窓口

国民健康保険団体連合会苦情係	(052)971-4165
----------------	---------------

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただけません。
- ・ また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料（ケアプラン作成料）をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料（ケアプラン作成料）は、原則的に利用者にご負担いただくことはありません。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、上記のとおり重要事項について説明を行い、交付しました。

事業者 住 所 名古屋市名東区香流3丁目1008番地
法人名 株式会社 ゆう企画
代表取締役 家田 敏男 印

事業所 指定事業所名 居宅介護支援事業所ゆうわ
管理者 岡本 麻友美 印

説明者 氏名 _____

私は重要事項説明書により、重要事項について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____

<立会人または代理人>

住 所 _____

氏 名 _____ (利用者との関係)